



三鷹市介護認定調査員募集要項

(令和7年度任用)

1 面接試験日 令和7年 6月17日(火)、6月18日(水)

2 職名・受験資格・募集人員

募集職名	受験資格	募集人員
介護認定調査員 ※ 介護保険法第27条第2項等に基づく調査を行う、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員です。	次の(1)及び(2)の条件をいずれも満たす方 (1) 任用前に三鷹市の指定する認定調査員新規研修を受講して修了できる方又は都道府県主催の認定調査員新規研修を受講して修了証書をお持ちの方 (2) 次のいずれかの資格を有する方 ① 介護支援専門員 ② 社会福祉士 ③ 介護福祉士 ④ 保健師 ⑤ 看護師 ⑥ 理学療法士 ⑦ 作業療法士	若干名

※ 次に該当する方は受験することができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 三鷹市を懲戒免職になり、その日から2年を経過していない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込手続

(1) 申込期間 令和7年5月7日(水) ～ 令和7年5月23日(金) ※必着

(2) 申込方法

ア 次に挙げる書類をそろえて、持参又は郵送で提出する(受験申込書はありません。)

(ア) 履歴書 最近6か月以内に撮影した写真を貼付した市販のもの

※ 日中連絡のできる電話番号を必ず記載してください。

(イ) 作文 400字詰め原稿用紙1枚程度、「応募の動機」と題した受験者自身の手書きによるもの

(ウ) 受験資格を証明するものの写し(A4判に収まるように適宜縮小してください。)

○認定調査員新規研修修了証の写し(お持ちの方のみ)

○介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士は、登録証の写し

○保健師、看護師、理学療法士、作業療法士は、免許証の写し

イ 注意事項

- (ア) 持参して申し込む場合は、三鷹市役所本庁舎 1 階 11 番窓口（介護保険課介護認定係）に直接持参してください（平日、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）。
- (イ) 郵送で申し込む場合は、特定記録郵便にて「三鷹市健康福祉部介護保険課介護認定係」宛てに送付してください。（令和 7 年 5 月 23 日（金）※必着）
- (ウ) 申込書類の不備、郵便事情若しくは事故又は日中に履歴書記載の電話番号で連絡がつかない等の理由により受験ができない場合、本市は一切責任を負いません。
- (エ) 受験申込に関する提出書類は、一切お返しいたしません。
- (オ) 取得した個人情報、任用試験及び任用事務の目的以外には使用しません。

4 試験の日程・方法

事 項	内 容
日 程	令和 7 年 6 月 17 日（火）、18 日（水） 日時は別途指定します。
会 場	三鷹市役所第二庁舎242号会議室 (受験者には、申込受付後に詳細を連絡します。)
試験方法	個別面接（15 分間程度）
持 ち 物	筆記用具

※ 各日程及び内容等については、都合により変更になることがあります。

5 合否発表

6 月末までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。

6 任用

令和 7 年 7 月以降、順次任用します（受験の際、認定調査員新規研修の修了証をお持ちでない方は、三鷹市の指定する研修の受講修了後の任用となります。）。

7 任用者の勤務先及び業務内容

(1) 勤務先

三鷹市役所

(2) 業務内容

要介護認定申請をした被保険者の自宅や、居所となっている病院や施設（東京都内を基本とする。）等を訪問して、介護保険法第 27 条第 2 項に定める事項（被保険者の心身の状況、置かれている環境、病状、受けている医療の状況等）の認定調査を行い、調査結果を認定調査票に記載します（認定調査票の点検などの認定業務を含みます。）。

調査件数は 1 日 3 件を基本とし、移動手段は原則として三鷹市内は自転車を使用します。

8 その他の勤務条件

任用期間	<u>任用日から令和8年3月31日まで。</u> ただし、規定により4回を上限とし、公募によらない再度の任用をすることがあります。
勤務時間	月～金曜日の間の4日間（原則、勤務する曜日は固定。ただし、定期的に土曜日を含む変則勤務あり）、午前8時30分から午後5時までの間で実働週30時間以内（休憩時間は常勤職員の例による。）。ただし、所属長の命により、必要な場合には時間外勤務が生じる場合があります。
休暇等	(1) 次の休暇は有給 年次有給休暇、公民権行使等休暇、出生サポート休暇、産前産後休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、出産介護休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇、病気休暇 (2) 次の休暇は無給 ドナー休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、妊娠障がい休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業、子育て部分休暇
社会保険・労働保険	共済組合・厚生年金保険・雇用保険・災害補償制度の適用あり

9 報酬及び手当

- (1) 報酬（月額報酬以外に、別途交通費を月55,000円以内で支給します。）

月額220,500円 ※令和7年4月時点

- (2) 期末・勤勉手当

一定の要件を満たす場合には、期末・勤勉手当を支給します。

※常勤職員の給与改定等の状況により、報酬、期末・勤勉手当は改定される場合があります。

10 申込先（郵送の場合も同じ）及び試験に関する問い合わせ先

三鷹市健康福祉部介護保険課介護認定係（本庁舎1階11番窓口）

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

電話 0422-29-9275（直通）

- 11 面接試験会場
三鷹市役所 第二庁舎 4階 242号会議室
(三鷹市野崎一丁目1番1号)

<市役所周辺案内図>

